

入 札 説 明 書

この入札説明書は、伯耆町財務規則（平成17年伯耆町規則第43号。以下「財務規則」という。）、及び本件公告に定めるもののほか、本件業務に係る入札等に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

第1 入札条件

- (1) 入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (2) 入札者は、入札書の記載事項について、抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、金額はこれを改めることができない。
- (3) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の10分の100に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 委任状及び入札者のあて名は「伯耆町長 小澤 敦彦」とする。
- (5) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本件公告に示した競争入札参加資格のない者の入札
 - イ 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
 - ウ 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者の入札
 - エ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - オ 記名押印のない入札
 - カ 金額数字の不鮮明な入札
- (6) 入札執行の完了に至るまでは、次の手続きによりいつでも入札を辞退することができる。
 - ア 入札執行前には、入札辞退届を持参又は郵送すること。
 - イ 入札執行中には、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出すること。
- (7) 開札後、落札者がいない場合には、再度入札できるものとし、その回数は2回までとする。ただし、3回目までの全ての入札において落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の2第1項第8号又は第9号の規定に基づき随意契約により契約を締結することができるものとする。

第2 その他必要な事項

- (1) 落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退することは出来ないものとする。

- (2) 入札終了後、落札者は、課税事業者または免税事業者である旨の届出書を提出すること。
- (3) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 開札前に天災地変等のやむを得ない事情が生じたとき、又は入札に際し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (5) 自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号の一に該当すると認められる者は入札資格を取り消し、その後 2 年間競争入札に加わらせないことがある。なお、入札資格を取り消し、又は競争入札に加わらせないこととした者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

入札参加資格確認申請書

年 月 日

伯耆町長 小澤 敦彦 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

業 務 名 : 令和 8 年度松くい虫特別防除業務 (空中作業)

公 告 日 : 令和 8 年 4 月 1 7 日

私は、上記の入札に係る公告の「入札参加者の資格」の要件を満たしていることを誓約するとともに、その他の入札に参加する者に必要な資格に関する事項の要件を満たしているので入札参加資格の確認を申請します。

添付書類

- ア 同種業務の実績 (別紙 2)
- イ 配置予定技術者の資格 (別紙 3)
- ウ 上記ア及びイの内容を証明するための書類

同種業務の実績

商号又は名称

項目・番号		1	2
業務名等	業務名		
	発注機関名		
	履行場所		
	契約金額(最終)	千円	千円
	履行期間		
業務の内容			
業務の履行条件その他			

備考

- 1 該当する業務実績について、2件を限度として、すべての項目について具体的に記載すること。
- 2 業務名は、受注した業務名とする。又、記載順位は、町村、市、県、国（その他公共団体等を含む。）、民間等とし、鳥取県内での施工実績を優先すること。
- 3 契約金額は千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
- 4 業務の内容の欄は、具体的な作業種、規模等を記入すること。
- 5 業務の履行条件その他の欄は、技術的特徴（実施方法、対策、実施にあたり工夫又は苦心した点等）を記入すること。
- 6 同種業務の実績が確認できる資料として、契約書の写しを添付すること。

配置予定技術者の資格

商号又は名称

配置予定技術者の氏名	1	2
事業用操縦士		
回転翼	回転翼	回転翼
交付年月日	年 月 日	年 月 日
交付番号	番号（ ）	番号（ ）
農林水産航空事業 技術確認証		
交付年月日	年 月 日	年 月 日
交付番号	番号（ ）	番号（ ）

備考

- 1 配置予定技術者は、2名まで記載することができる。
- 2 本表に記載した証として、事業用操縦士（回転翼操縦）及び農林水産航空事業技術確認証の写しを添付すること。

入 札 書 (第 回)

伯耆町長 小澤 敦彦 様

伯耆町財務規則（平成17年伯耆町規則第43号）、入札説明書、仕様書等を熟覧
のうえ、次のとおり入札します。

年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

代理人 住 所
氏 名 印

業 務 名	令和8年度松くい虫特別防除業務（空中作業）
入札金額	金 _____ 円

委 任 状

伯耆町長 小澤 敦彦 様

私は、住所 _____ 氏名 _____ を代理人と
定め、次の入札（見積）に係る一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

受任者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

業 務 名	令和 8 年度松くい虫特別防除業務（空中作業）
-------	-------------------------

令和8年度松くい虫特別防除業務（空中作業）仕様書

- 1 業務名 令和8年度松くい虫特別防除業務（空中作業）
- 2 業務場所 西伯郡伯耆町丸山、添谷、岩立、父原、船越地内
- 3 業務期間 令和8年5月15日から令和8年7月31日
- 4 業務量 薬剤散布面積 286ha（散布面積143ha×2回）
詳細は明細書に記載のとおりとする。

5 業務内容

(1) 業務の基本

発注者及び受注者は、空中散布作業にあたり危害の防止に誠意を持って努め、安全な散布作業を実施するものとする。

(2) 法令等の遵守

業務の実施に当たり適用される法令、農林水産航空事業の実施について（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知）、農林水産航空事業実施ガイドライン（平成16年4月20日付け16消安第484号消費・安全局長通知、最終改正：平成20年7月15日付け20消安第3577号）等の通知を遵守し安全な散布作業を実施するものとする。

(3) 使用機種及び諸元

別表のとおりとする。

(4) 空中散布実施予定日時

第1回 令和8年6月 3日（水） 午前5：00～午前10：00まで

第2回 令和8年6月17日（水） 午前5：00～午前10：00まで

なお、実施予定日時に気象条件等によって散布できない場合は、監督員、操縦士、整備士、地上作業責任者と協議の上実施日時を決定するものとする。

(5) 空中散布前の調査等

① 散布区域の確認

散布区域については、散布区域図をもとに監督員と協議の上、標識の位置、危険箇所、電線等障害物の位置、危被害注意箇所、農産物の生産圃場など散布に障害となるものの有無などについて、地上及び空中から確認するものとする。

② 作業基地、機材等の確認

ヘリポートの適否、航空機の離着陸の進路上の障害物の有無、看板等の固定状況、薬剤調合積込機械等の配置状況、車両位置等を確認するものとする。

航空機の異常の有無、ノズルからの薬剤漏れの有無などを散布前に確認するものとする。

また、薬剤積込作業等に従事する作業員が安全に作業を実施するよう指示と確認を行うものとする。

③ 航空機の運航等に関する許認可等の確認

空中散布の実施にあたり、航空機の運航等に関する許認可等の手続きは、受注者の責任

と負担により行うものとする。

(6) 空中散布の実施内容

① 空中散布作業

空中散布作業は、松くい虫を駆除するためヘリコプターを使用して薬剤散布を行うものとする。なお、作業にあたっては人身被害等が発生しないよう又散布区域外に飛散しないよう安全に散布することを第一義とする。

② 散布薬剤及び散布量

明細書に記載のとおりとする。

1 ha・1回当たり薬剤の散布量は30リットルとし、散布1回当たりの散布量は航空機毎に定められた積載量を基準とする。

③ 吐出量の確認

作業開始前に水を使用してノズルの吐出量を確認するものとする。

④ 散布時刻

散布可能な条件が整った場合、午前5時（日の出後）から散布を開始する。

⑤ 散布順序

散布順序については、散布前に監督員、操縦士、整備士、地上作業責任者が協議決定するものとする。

タンク洗浄後の洗浄水は、散布終了後、監督員と協議した散布区域内に散布するものとする。

⑥ 散布飛行方法

散布飛行は、風下からまき始める横風散布を基本とし、傾斜地での散布は等高線散布を原則とする。

⑦ 危被害防止

薬剤積込作業等に従事する作業員に対して、薬剤の取扱い、積込作業等の注意事項、作業の服装、健康状態等について事前に十分な安全教育を実施するとともに、作業日にこれらの確認を行い、事故防止に万全を期するものとする。

散布区域内及びその周辺の一般人、車両等の有無の確認、進入禁止等の交通規制は、発注者が行うが、散布中に散布区域及びその周辺で一般人等を発見した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに散布作業を中止するものとする。

風向に注意して散布区域外に薬剤が飛散しないように努めるものとする。

⑧ 散布作業の中止

地上1.5mの位置における風速が5m/秒を超えるとき、又は降雨、濃霧の場合は、散布作業を行わないものとする。なお、散布作業開始後の気象条件の変化等による散布作業の中止、中断等については、監督員、操縦士、整備士、地上作業責任者が協議決定するものとする。

⑨ その他

その他作業の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに監督員に報告し協議するものとする。

6 その他

当日の気象条件により、当日の作業期間が延長となった場合は期間延長経費を計上し、変更契約を行う。

その他業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議決定するものとする。

大空輸費については、ブロック基地（高松）～係留基地（米子市）の間の2往復分計上している。ただし、大山町が発注する空中散布業務と係留基地が同一であり、空中散布業務の作業日が連続することから、本件業務と大山町の業務を同一業者が落札した場合は、運航計画上可能であれば、大山町と同一機体のヘリコプターを使用することとする。

また、鳥取県内の他市町村が発注する松くい虫防除空中散布業務と本件業務を同一業者の同一機体で実施することとなった場合は、当該機体の大空輸費は一往復毎に、同一機体を使用した市町村数で按分し別途変更契約を締結するものとする。

別紙

松くい虫特別防除明細書

1 散布面積 286ha(143ha×2回)

2 散布区域

市町村名	作業基地名	散布剤型面積の内訳(ha)					散布場所
		一般散布	カーテン	スポット	ガンノズル	計	
伯耆町	丸山	190				190	別添計画 図のとおり
	添谷	36				36	
	父原	60				60	
	計	286				286	

3 使用薬剤等

薬剤名	有効成分 の含有量	希釈倍率 (倍)	使用薬剤量 (ℓ)	散布量 (ℓ/ha/回)	散布方法
MEP 乳剤	MEP80%	18	476.762	30	樹冠上にむらなく散布 する。(一般散布)

別 表

使用機種及び飛行緒元

1 散布量及び散布飛行速度

散布剤型	標準散布量 (リットル/ha)	飛行速度(km(マイル)/h)
		ヒューズ 500 又はベル 206B
液剤 (一般)	30	64～80 (40～50)

2 散布飛行高度及び散布飛行間隔

散布剤型	ヒューズ 500 又はベル 206B	
	飛行速度	飛行間隔
液剤 (一般)	樹冠上 10～15m	10m及び 27m

令和8年度松くい虫特別防除業務（空中作業）委託契約書

委託者 伯耆町（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、松くい虫特別防除業務（空中作業）を行うため、以下の条項により契約を締結する。

（事業の内容）

第1条 甲が乙に委託する事業の内容は、次のとおりとする。

作業の内容 松くい虫防除のためのヘリコプターによる薬剤散布（確認のための飛行を含む。）

(2) 事業実施期間 令和8年5月15日から令和8年7月31日まで

空中散布日程 令和8年6月 3日（水）（第1回目）

令和8年6月17日（水）（第2回目）

(3) 事業実施面積 286ヘクタール

(4) 事業実施場所 西伯郡伯耆町丸山地区内ほか

(5) 作業方法 別添仕様書のとおり。

（委託料）

第2条 甲が乙に支払う委託料は 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は免除とする。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（作業内容の変更）

第5条 甲は、必要に応じて作業内容を変更することができるものとする。

（作業中止の制限）

第6条 乙は、天候その他不可抗力によって作業の実施が困難又は危険となる場合を除き、作業を中止することができない。

2 乙は、作業を中止する場合には、甲の指示を受けるものとする。

（事業実施期間の変更）

第7条 天候等乙の責めに帰すことができない理由によって期間内に事業が完了しない場合は、甲乙協議して事業実施期間を延長することができるものとする。

（飛行の準備）

第8条 飛行に必要な運航上の諸準備及び航空法上必要な諸手続きは、すべて乙が行い、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第9条 航空機の運航に伴う費用（航空燃料等経費、乙が必要とする人員の派遣又は雇用に要する経費、通信連絡費）は、乙の負担とする。

2 薬剤の積み込み等地上作業に必要な作業員等の確保及び経費は甲が負担するものとする。

3 係留基地における機体の保管は、乙の責任において処理するものとし、必要な経費は乙の負担とする。

（薬剤の準備）

第10条 散布に必要な薬剤は、甲が準備するものとする。

（散布区域等の確認）

第11条 散布の安全を確保するため、乙は散布前に区域等の確認を行うものとする。

（作業の指導及び確認）

第12条 甲は、散布作業の指導を行うとともに、散布状況を確認するものとする。

（事業完了の報告）

第13条 乙は、事業が完了したときは、速やかに別紙様式による実績報告書を甲に提出するものとする。

(検査結果の通知)

第14条 甲は、前条の実績報告書が提出されたときは、遅滞なく検査し、その結果を乙に通知するものとする。

(契約金の支払い)

第15条 乙は、前条の通知を受けたときは、甲に契約金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、請求書を受理した日から30日以内に、乙に支払うものとする。

(委託料減額の係る契約変更)

第16条 乙が他の地方自治体の実施する本契約と同種の業務委託契約を締結しており、ヘリコプターの運航上、甲とその地方自治体の業務を同一機体で実施することが可能である場合、甲は、同一機体の使用に伴う委託料の増減に係る契約変更をすることができるものとする。

(甲の契約解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 正当な理由がなく、乙が作業に着手しないとき。
- (2) 乙の責めに帰する理由により作業が遅延し、契約期間内に事業完了が見込めないとき。
- (3) 乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき、事業の一部完了部分があるときは、その出来形部分について、甲はその金額を乙に支払うものとする。

(乙の契約解除権)

第18条 乙は、甲が次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 甲が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (2) 甲が、事業内容を著しく変更し、作業の実施が困難なとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除したとき、事業の一部完了部分があるときは、その出来形部分について、甲はその金額を乙に支払うものとする。

(損害の賠償)

第19条 乙又は乙の雇用する者の故意又は過失により生じた損害（作業中第三者に与えた損害を含む。）の賠償は乙の負担とする。

(同乗者への賠償)

第20条 甲が同乗する場合、生じた事故に対する同乗者への賠償は乙の負担とし、その額は甲乙協議するものとする。

(法令の遵守)

第21条 乙は、農林水産省・環境省令第5号「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」を遵守して作業を行うものとする。

(その他)

第22条 この契約の各条項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議するものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
町長 小澤 敦彦

乙

令和8年度松くい虫特別防除(空中作業)業務設計書

鳥取県西伯郡伯耆町丸山地内ほか

(事業区分:単県 空中作業)

審査者	産業課 課長 影山 孝宏	
設計者	産業課 土木技師 濱田 光	

経費総括表

区 分	経 費 (円)	備 考
事 業 費		千円止め
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税		
合 計		

空中作業明細表

(特別防除一般散布MEP80)

費目	細分	形状・寸法等	数量	単位	単価	金額	単価表番号	備考
薬剤散布費	大空輸費		2	往復			単価表No.10-2	大山町と同一機体のため按分
	県内空輸費		2	日			県内空輸費単価表	大空輸費距離単価から算出
	確認飛行費		286	ha			単価表No.11	
	確認飛行費(県内空輸費)		2	日			県内空輸費単価表	大空輸費距離単価から算出
	散布作業費(丸山基地)		190	ha			別紙2	平均飛行距離=900m
	散布作業費(添谷基地)		36	ha			"	平均飛行距離=1,100m
	散布作業費(父原基地)		60	ha			"	平均飛行距離=1,800m
	航空燃料運搬費		286	ha			基礎単価表	
	警備費		2	日			別紙警備費単価内訳表	
	夜間警備費		2	日			別紙警備費単価内訳表	
	普通作業員(延期)		0	人			別紙警備費単価内訳表	
計								

県内空輸費単価表

空輸区間	空輸距離(km)	空輸単価(円)	空輸料金(円)
大山橋(係留基地)～丸山作業基地	2.9		
丸山作業基地～父原作業基地	9.5		
父原作業基地～添谷作業基地	5.3		
添谷作業基地～大山橋(係留基地)	7.3		
合計			

警備費単価内訳表

警備費

人／日当たり

名 称	種 別	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
賃 金	普通作業員	時間外	2.50	時間	円	円	個別単価表 No.1
		普 通	5.50	時間			個別単価表 No.1
計							

夜間警備費

人／日当たり

名 称	種 別	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
賃 金	普通作業員	深 夜	5.50	時間	円	円	個別単価表 No.1
		時間外	2.50	時間			個別単価表 No.1
計							

待機料単価内訳表

待機料 (5:00~7:00)

人／日当たり

名 称	種 別	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
賃 金	普通作業員	時間外	2.00	時間	円	円	個別単価表 No.1
計							

特別防除基地別平均距離

(単位:m)

ヘリポート	最短距離	最長距離	平均距離	設計距離	単価	備考
丸山	100	1,400	925	900		
	250	900				
	1,950	950				
添谷	1,250	1,300	1,054	1,100		
	1,350	1,600				
	850	950				
	850	1,000				
	1,100	1,300				
	650	1,050				
	700	800				
父原	2,700	3,400	1,760	1,800		
	530	1,700				
	530	1,700				

ヘリポート別散布面積一覧

ヘリポート	林班	小班	大字	散布面積	散布作業 2回分	草刈等 面積	備考
丸山	4	J		65.00	130.00		
	5	A		30.00	60.00		
	計			95.00	190.00	0	
添谷	11	F	岩立	11.00	22.00		
	53	B	添谷	7.00	14.00		
	計			18.00	36.00	130	10m × 10m = 100m ² 3m × 10m = 30m ²
父原	36	D	父原	20.00	40.00		
	120	C	船越	10.00	20.00		
	計			30.00	60.00	40	2m × 10m × 2箇所
				143.00	286.00	170	

岸本				95.00	190.00	0	
溝口				48.00	96.00	170	
計				143.00	286.00	170	